

裁判員経験者との意見交換会議事概要

秋田地方裁判所

日 時 平成28年3月3日（木）午後2時から午後4時まで
場 所 秋田地方裁判所大会議室（5階）
出席者 司会者 小 川 浩（秋田地方裁判所長）
裁判官 三 浦 隆 昭（秋田地方裁判所刑事部総括判事）
検察官 福 岡 文 恵（秋田地方検察庁検事）
弁護士 有 働 悠 一（秋田弁護士会弁護士）
裁判員経験者1番 60代女性（以下「1番」と略記）
裁判員経験者2番 60代男性（以下「2番」と略記）
裁判員経験者3番 60代男性（以下「3番」と略記）
裁判員経験者4番 60代男性（以下「4番」と略記）
裁判員経験者5番 70代男性（以下「5番」と略記）
裁判員経験者6番 60代女性（以下「6番」と略記）
裁判員経験者7番 60代男性（以下「7番」と略記）
裁判員経験者8番 40代男性（以下「8番」と略記）
報道機関（傍聴・取材） 10社

【議事概要】

1 趣旨説明、自己紹介等

（司会者）

ただいまから、裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。本日の司会を務めさせていただきます秋田地方裁判所長の小川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

さて、裁判員裁判は平成21年5月21日から施行され、まもなく8年目を迎えます。その間、秋田地裁ではこれまで34人に対する裁判員裁判が行われました。そして、平成24年4月、平成25年5月、平成26年5月に裁判員経験者の方々との意見交換会をそれぞれ実施したところであり、本日は4回目の意見交換会を開催させていただくこととなりました。

本日の意見交換会を開催する趣旨は、これまでと同様、大きく2つあります。1点目は、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想をうかがい、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。2点目は、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様、直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより、不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかとということです。こうした趣旨のもと、本日は8名の裁判員経験者の方々と検察庁、弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつ御参加いただいております。

本日の具体的な進行としましては、8名の裁判員経験者の方々から全体的な御感想を頂戴した後、①審理、②評議・判決、③裁判員を務める上での負担感についてそれぞれ率直な御感想や御意見をいただき、④これから裁判員になられる方々へのメッセージをお話しいただければと考えておりますが、今回は、特に、裁判員を務めるに当たっての負担や御苦労などについて積極的な御発言をお願いしたいと思います。

また、裁判員経験者の方々からのお話を受けて、法律家の皆様方から御意見、御質問や御感想を頂戴したいと思いますし、最後になりますが、報道機関の皆様方からの御質問等をいただければと考えております。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。検察庁からは福岡検察官にお出でいただいております。

(検察官)

秋田地方検察庁検事の福岡と申します。私は、裁判員裁判が開始された平成21年当初から裁判員裁判を担当しておりまして、相当数の裁判員裁判を経験しています。その中で常に考えていることは、分かりやすい立証とはどういうことなのかということとして、裁判員経験者の皆様からお話をお聞きして、今後に生かしていければいいなと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(司会者)

弁護士会からは有働弁護士にお出でいただいております。

(弁護士)

秋田弁護士会所属弁護士の有働と申します。私は、弁護士になって年月は浅い方ですが、裁判員裁判はこれまでに1件担当させていただきました。日弁連が主

催している研修に参加したり、日々勉強していく中で、どのように被告人の思いや気持ち、面会の内容を裁判員に提示すればよいのかということを考えています。今回の意見交換会で貴重な御意見をいただけたと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

(司会者)

裁判所からは三浦裁判官が出席しております。

(裁判官)

秋田地方裁判所裁判官の三浦です。私は、昨年4月から秋田地裁で刑事事件を担当しており、秋田地裁では、裁判員裁判を6件担当したことになります。色々な御意見を伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

(司会者)

次に、本日出席いただいております裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、裁判員裁判に参加された全体的な御感想や印象など、率直なところをお話しいただければと思います。

まず、1番から3番の方は、強制わいせつ致傷の事件を担当されました。被告人が日ごろ世話になっていた被害女性に対して、無理やりわいせつなことをして、その際にけがを負わせたという事案でした。事実には争いはなく、執行猶予を付けるかどうか量が上の主な争点でした。公判期日は判決宣告期日を含めて3回、期間は3日間でした。

(1番)

私が担当した事件では、被告人が罪を認めていましたし、反省していると思いましたが、主に量刑について話し合いをしたのですが、初めてやった割には、スムーズにできたのではないかと思います。

(2番)

裁判員裁判については、周りの誰とも話をしたことがなく、最初は自分でのかなあという気持ちでした。車で通ったのですが、自宅が遠方だったこともあり、3日間通うのが大変でした。裁判官からは、各部屋への案内など、些細なことまで丁寧に説明していただきました。量刑を決めるときに、判例もありますが、裁判員一人ひとりの意見を取り上げて、最終的な量刑を決めることができたのではないかと思います。また、新聞でほかの事件の報道を見たときに、自分が担当

した事件の量刑は、それで良かったのかなあと感じているところです。

(3番)

私は、被害者の立場になって考えるという言葉が今でも印象に残っています。量刑の秤というものを全く知らない状態で参加しましたので、この罪は何年から何年の間のものであり、その中で個々の事件の事情などを検討して刑が与えられるという仕組みが分かりましたので、ほかの裁判員裁判の事件が新聞で報道されたときに、色々検討してここに行き着いたんだと考えるようになりました。私は、民事事件で証言台に立ったことがあるのですが、裁判官が入廷する場面が思い出にあり、今回、入廷の際の扉の構造が分かったということが楽しかったと思っています。

(司会者)

次に、4番、5番の方は、殺人の事件を担当されました。被告人が同居する実弟を殺害したという事件でしたが、被告人の責任能力について、完全責任能力か、心神耗弱かについて争いがあった事件でした。また、争点として明示されてはいませんが、判決の中では殺意の有無についても判断しています。公判期日は、判決宣告期日を含めて5回、期間は土日や評議だけの日を含めて14日間でした。

(4番)

裁判員として参加した時は、人を裁くことの重さについてどうすればよいのだろうと感じていました。私は、大学の際に商学部だったことから、商法などを見ていたので、条文を読むことは苦ではなかったのですが、専門家の方々の考え方がよく分からないことがありました。専門書を読むと、我々が暮らしている中の経験にはないような考え方を持ってしまうのではないかと思うことがあり、そのずれが出てくるのではないかということに心配していました。裁判員制度で量刑を決めることは、会社において人を評価する評価制度と同じで、簡単に決められるとも思えませんし、大変なことだと思いましたが、実際に経験して良かったと思います。

(5番)

私の父親が警察官だったことから、小さいときに父から殺人事件などの話を聞いたことがあり、父親は、殺人を犯したら死刑や無期懲役になると言っていたの

で、最近の殺人事件の量刑は軽いのではないかと考えています。量刑が軽いと悪いことをする人が多くなるのではないかと思います、私の意見としては、量刑は重くした方が良いでしょう。裁判員を経験したことは、自分にとって良い経験になったと思っています。

(司会者)

6番の方は、住居侵入、強姦致傷の事件を担当されました。被告人が近隣の家に侵入し、そこに住んでいた被害女性を強姦しようとして、その際に被害女性にけがをさせたという事件でした。事実には争いはない事件でしたが、被告人が犯行当時の記憶がない部分があると述べている事件でした。公判期日は、判決宣告期日を含めて4回、期間は、土日や評議だけの日等を含めて9日間でした。

(6番)

裁判については、小学校のときに教えられたり、裁判のドラマを見たりしてイメージしていたのですが、実際に経験してみると、イメージとは全然違っていました。女性の立場とか、男性の立場とか、加害者、被害者で考え方が違いますし、自分なりに裁判所からきた資料を見て、色々考えさせられました。自分の常識がほかの人と同じなのかという部分もありましたが、皆さんと意見交換しながら、自分の意見も言えて、良い経験になったと思います。

(司会者)

7番の方は、傷害致死の事件を担当されました。被告人が同居する被害女性に何らかの暴行を加えて死亡させたという公訴事実そのものに争いはありませんでしたが、被告人は飲酒等の影響で犯行当時の記憶がないと述べている事件でした。公判期日は、判決宣告期日を含めて4回、期間は、土日や評議だけの日を含めて7日間でした。

(7番)

月末の4日間ということで非常に悩みましたが、滅多に経験できるものでもないのでから参加しました。弁護人の方も検察官の方も資料がよくまとまっていたと思います。裁判自体も非常に分かりやすく、裁判官の方も説明が丁寧で雰囲気もよく、リラックスできたと思います。ただ、私たちが担当した裁判に対し、被告人が控訴したことを知り、裁判のときは、被告人に反省した態度が見られていたので、残念に思いました。

(司会者)

最後に、8番の方は、現住建造物等放火の事件を担当されました。被告人が自殺する目的で自宅アパートに火を点けてその部屋を全焼させたという公訴事実と争いがない事件でした。公判期日は、判決宣告期日を含めて4回、期間は、土日や評議だけの日等を含めて9日間でした。

(8番)

私の場合は、10月頃に裁判所から連絡が来たのですが、来ないと思っていたので、やっぱり来るんだと思いながら、説明を見ても断れるものではないということやもともと法律に興味があったものですから、裁判所に来たところ、裁判員に選ばれ参加しました。事件に関しては、放火の事案であり、こういう言い方をしているのか分かりませんが、殺人事件に比べると比較的やりやすい、気持ち的に楽だったのではないかと思います。参加してみて、良い経験だったと思います。

2 審理についての意見・感想

(司会者)

皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、法廷で実際に行われた手続に沿って、御意見や御感想を伺いたいと思います。

審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。その初めに、検察官と弁護人が順次、冒頭陳述を行います。

冒頭陳述は、皆様、御経験されたとおり、その裁判において、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるのかなどを明らかにするものです。その上で、捜査報告書や供述調書などを取り調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、証拠調べの結果を踏まえて検察官の論告、弁護人の弁論という意見を述べる手続を行い、被告人の最終陳述と進み、審理を終えることとなります。

(1) 冒頭陳述について

(司会者)

冒頭陳述では、検察官や弁護人からその内容をまとめた冒頭陳述メモ等の書面が配られました。強制わいせつ致傷、強姦致傷、傷害致死、放火の各事件では、検察官、弁護人の冒頭陳述メモは、いずれもA4用紙1枚のものが冒頭陳述の際

に配布されました。また、殺人の事件では、検察官の冒頭陳述メモはA 3用紙1枚のもの、弁護人の冒頭陳述はA 4の用紙1枚のものでした。

配られた書面の内容について、分かりやすかった点、逆に分かりにくかった点や、紙の枚数、内容のボリュームはいかがでしたでしょうか。口頭で行われた冒頭陳述と、書面に書かれている内容について、まとめて御意見をいただければと思います。いかがでしたでしょうか。

(4番)

検察官の話に比べて、弁護人の話が弱かった、訴えかけてくるものがなかったように感じました。要旨メモに基づいて話をしていたと思うのですが、話し方やメモの内容に被告人を弁護する気持ちが出ているのか疑問に思う点があったと思います。事件の性質上、もっと本腰を入れて闘うんだという気持ちがあったらよかったですのではないかと思います。

(1番)

テレビを見ていると、弁護人が被告人の傍にいて、強い口調で喋る印象があったのですが、その印象と違い、淡々として迫力がなかったというか、大分違うなと感じました。テレビでの印象が強いのかもかもしれませんが、弁護人はもっと強く被告人を弁護してくれるものだと思っていたので、こんなものなのかという感じがしました。

(7番)

私のときは、弁護人が5つの視点で話をしており、非常に分かりやすかったですし、こういうパターンで量刑を考慮して欲しいという弁護の仕方しかないんだろうという感じはしました。検察官は攻める一方で、弁護人は防御する一方だったのですが、一番大変なのは裁判官だろうと思いました。私が担当した事件では、ここにこういう傷があったり、痣があったというイラストが出てきたのですが、イラストを見ただけでも具合が悪くなりました。テレビでは見たことがありますが、普段過激な暴力の場面を見たこともありませんし、そういうことを犯した本人が目の前にいるわけですから、写真ではありませんでしたが、具合が悪くなりました。

(司会者)

裁判員裁判が終わった後のアンケートの中には、弁護人側の活動が分かりにくい

という意見が見られます。先ほどの迫力に欠けるという点と共通するのかもしれませんが、検察官側の活動に比べ、弁護人側の活動が分かりにくいと感じられる点についてお話いただけないでしょうか。

(6番)

事案の内容や検察官や弁護人の経験年数によっても違うと思いますし、必ずしも検察官と弁護人が法廷で言い合うことをしなければ裁判ではないということとは違うと思います。

(8番)

私が担当した事件では、本人が事実を認めており、刑をどれだけ軽くするかというような弁護だったと思うのですが、検察官が提出する証拠も具体的なことしか提示されておらず、弁護人は既に証拠があるので、抽象的な形でしか弁護できないことから、分かりにくいという感じにつながるのではないかと思います。

(3番)

検察官は写真や証拠でどんどん攻めるのですが、弁護人は被告人が認めていることから、酌量の余地があるかどうかについて、パネルを使って説明しており、これは弁護人の工夫というかアピールの仕方ではないかという感じを受けました。

(弁護士)

どのように分かりやすく主張を組み立てていくかということと、被告人のためにどのように弁護活動をしていくかということは、私個人としては両立が難しいと考えています。被告人の弁解や言い分は、時として弁護人の予想の範疇を超えていることもないわけではありませんし、被告人が罪を犯してしまったという中で、被告人の弁解や言い分を適切に伝えたいために努力をするのですが、言い過ぎてしまえば、被害者の落ち度を突いてしまうことにもなりかねないので、被告人の弁解や言い分を適切に伝えることは難しいと感じるときがあります。

(2) 供述調書、尋問調書及び被告人質問などの取調べについて

(司会者)

次に書証、つまり書面の証拠調べや証人尋問、被告人質問について、分かりやすかったかどうか、工夫したらよいのではないかということ等について、御感想でも結構ですから、御意見をいただきたいと思います。

(2番)

検察官の主張は、被告人が2時間近くに渡ってわいせつな行為をしたということであり、弁護人は、そんなに長い間ではなかったという主張だったのですが、その辺りが証拠調べからはよく分かりませんでした。

(4番)

時間がなかったのかもしれませんが、弁護人の証拠のところ、被告人が書いた文書を弁護人が読んだだけで、被告人から反省している話が直接聞けませんでした。裁判員から本人に聞くまで言わなかったのですが、罪を犯した人間がどのように反省しているのかを話させる機会があってもよいのではないかと思います。

(7番)

被告人が話をするとき、背筋が伸びていて、頭を下げるときも指が真っ直ぐに伸びていて、礼儀正しかったと思いますし、被告人の話をする姿が異様に感じました。話している内容に関しては、自分を弁護するためにそのように言っているんだと思って、あまり資料は見ませんでした。証拠として提出された日記も見ましたが、普通の人には毎日これほど長い文章を書かないと思いましたので、異常に感じました。私としては、むしろ逆効果なのではないかと思いました。

(3番)

私が担当した事件では、被告人があまり記憶がなく、被告人に話を聞いても、「そうだと思います。」、「そうだったと思います。」、「そう言われればそうかもしれませんが。」というような証言しか出てこないものですから、被害者が警察で話した一方的な情報が多かったと思います。被告人に記憶がない以上、審議する資料が手元にないので、議論が一方的なものになるのではないかと思います。

(8番)

私が担当した事件では、検察官が請求した証拠に、被告人が作成した動画を見る機会がありましたが、あまり気分のよいものではないと思いながら見ていました。それに比べ、弁護人の証拠は、弁護を手助けするもので、見てもパツとしないという感じを受けました。

(3) 論告・弁論について

(司会者)

次に、論告と弁論について御意見を伺いたと思います。審理では、証拠調べを全て終えた後に、検察官、弁護人から、それぞれのまとめの意見として、論告、

弁論が行われました。法廷での論告・弁論の内容や、その際に配られる検察官の論告メモ、弁護人の弁論メモ、強制わいせつ致傷事件では、論告メモ、弁論メモともA4用紙1枚、殺人事件では、論告メモはA3用紙1枚、弁論メモはパワーポイントのスライドが26枚、強姦致傷事件では、論告メモはA3用紙1枚、弁論メモはA4用紙1枚、傷害致死事件では、論告メモ、弁論メモともA4用紙1枚、放火事件では、論告メモはA4用紙1枚に量刑グラフ1枚が添付され、弁論メモはA4用紙8枚の読み上げ原稿でしたが、各事件において、論告メモ、弁論メモの内容は分かりやすかったかどうか、印象の残った点など御意見をいただきたいと思います。

(4番)

私が担当した事件では、弁護人がパワーポイントを使い、分かりやすかったのですが、A4用紙にまとめるとごちゃごちゃした印象があったので、検察官もパワーポイントを使った方が分かりやすかったのではないかと思います。

(8番)

検察官の論告メモは見やすかったです。弁護人の弁論メモは、だらだらしていて文章が長いし、文章になってしまうと何を言っているのか分かりにくいので、もう少し簡潔に記載するとか、パワーポイントを使った方が分かりやすかったのではないかと感じました。

3 評議・判決についての感想・意見

(司会者)

それでは、次に評議や判決について伺いたいと思います。

評議では、裁判官から法律用語や法律解釈についての説明があったと思いますが、評議を進めるに当たって裁判官からの説明は分かりやすかったかでしょうか。また、そのような説明等を前提として、評議の中でご自身の意見を十分にお話ただけででしょうか。評議における話しやすさはいかがでしたでしょうか。また、評議の時間は長かった、短かった、ちょうど良いのいずれだったでしょうか。

(1番)

評議では、過去の同じような事例をたくさん出してもらって、それぞれの事例について説明がありました。また、私たちは素人ですから、法律用語を使われても分かりませんが、裁判官から法律用語を分かりやすく説明していただき、自分

の意見を忌憚なく言えたと思います。私たちが担当した事件は3日間で終わったので、適当な時間だったのではないかと思います。

(2番)

量刑については過去の事例を説明してもらい、量刑を決めるにあたって参考になったと思います。私は、裁判の中で被告人から何度か話を聞く機会があり、本当に反省しているのか、社会復帰したときに生活して行けるのかと思いながら、意見はそれなりに言えたのではないかと思いますし、評議では、一人ひとり自分の意見を出して、話し合いながら、結論を出すことができたと思います。時間もちょうど良かったと思います。

(7番)

法律用語に関しては、裁判官から説明をしてもらいよく分かりました。自分の意見も言えましたし、時間も適当だったと思います。ただし、素人の感覚で最初と感じた量刑に対する意見が、裁判官が入り、時間をかけて評議をしていくうちに、量刑が相場感覚になってしまい、裁判官の意見に引きずられているような気がしました。

(司会者)

次に、弁護士から予めあった質問ですが、評議の際に、裁判官からは刑を決めるにあたっての基本的な考え方として、行為責任ということの説明がなされていたかと思います。そのような裁判官の説明と、情状を争っている弁護人の弁論の内容は、うまく整合していたでしょうか。

(2番)

私が担当した事件では、事実関係については争いがなく、情状酌量で執行猶予を付けるかどうか争点だったのですが、強制わいせつ致傷罪の法定刑の説明を受けて、被害者の心情と被告人の反省の態度を比較し、判例を見てみんなで話し合いながら評議を進めて行きました。

(司会者)

さらに、弁護士からの事前の質問ですが、被告人が反省しているかどうかを判断するにあたり、重視すべきであると思われる事情はどのような点であったか、例えば、被害弁償されているとか、法廷における被告人の態度があると思いますが、御意見をお願いします。

(2番)

被告人が事実を素直に認めているかどうか、被告人が反省し、二度と同じ過ちをしない気持ちがあるかどうかということだと思います。また、被害者に対して、どういう弁償をしたかどうかということも重要だと思います。

(8番)

私が担当した事件でも被害弁償が行われましたが、その財源がどうだったのかということも全て加味した上で評議を行えたと思いますし、また、被告人はうつ病だったのですが、その部分が評議の中で争点になったと記憶しています。

(弁護士)

刑事裁判手続で重要なことは、被害者に対する償いと同時に、被告人が今後同じ過ちを犯さないように一緒に考え、それを法廷で伝えることだと思います。しかし、被告人には人間的な弱さがあると思いますし、それを取り除いてあげれば良いのですが、それは被告人と弁護人との対話や被告人を巡る家庭や社会的な環境との対話をより深く掘り下げていくしかないと思います。被告人が本当に反省していることを裁判員の前で伝えることできるような弁護活動は難しいとは思いますが、皆さんが重要視している点であることを踏まえた上で、より一層充実した弁護活動をしていきたいと思っています。

4 裁判員を務める上での負担感など

(司会者)

次に、裁判員の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当たって、あるいは、裁判員として実際の裁判に参加されて、御負担を感じられた点がなかったかの点についてお話いただきたいと思います。

まず、裁判員候補者名簿に登録されたという連絡が前年の11月頃に届き、その後、各事件の裁判員選任手続のために裁判員候補者として裁判所に来ていただきたいという連絡が届いたことと思います。裁判所から連絡が来て、裁判員をやってみたいと思ったのか、やりたくないと思ったのかについて、率直にどのように思われましたか。やってみたいと思われた方、挙手をお願いします。

(1番, 2番, 4番, 5番, 6番, 7番及び8番が挙手をした。)

(3番)

最初は、自分自身に人を裁けるのかということやどのような刑に当たるのか、

当たらないのかも分からないと思っていたからですが、断る要件が一つもなく、行かざるを得ないと思いました。しかし、実際に参加してみて、裁判員は自分一人ではなく、ほかにも裁判員がいて、助言してくれる裁判官もおり、犯罪はこういう状態で起こって、こういう裁きになるということを考えられるようになりました。また、裁判に参加することによって、もしかしたら将来的に犯罪がなくなるような気もしました。

(司会者)

次に、実際に裁判員裁判を経験されて、審理中や審理が終わった後の精神的、物理的な負担感等について御意見を伺いたいと思います。先ほどイラストでも気分が悪くなったという話もありましたので、この点についてお伺いしたいと思います。

(5番)

精神的な負担は全然ありませんでした。

(8番)

精神的な負担はありませんでしたが、肉体的な負担は感じました。裁判所まで1時間位かかるところに住んでおり、午後3時、4時くらいに裁判が終わった後に、休みはいただいていたのですが、仕事が溜まってしまうことから、裁判の間も職場に戻って仕事をしていました。3日間くらい続けたのですが、3日目にはふらふらしながら車の運転することになってしまい、そういった形で肉体的な負担を感じました。

(2番)

私も自宅から2時間位かかるところに住んでおり、会社を退職したときだったので参加することができましたが、会社の役員や管理職員という立場であったら、何とかして断わることを考えていたかもしれません。働いている人であっても、期間が長ければ難しいと思いますが、短ければ参加できると思います。

(司会者)

先ほどほとんどの方がやってみたかったということでしたが、実際にやってみて良かったかどうか、こういう点を改善したらよいのではないかという点で御意見をお願いします。

(8番)

やってみて良い経験ができたと思います。仕事を休んで来ているので、日当もいただけたので良かったと思います。ただし、電車代でしか旅費が出ないと言われたのですが、秋田県では電車が1時間に1本しかないし、裁判が終わった後に車でそのまま職場に向かう実情があるわけですから、実情に応じて旅費を支払っていただけたら非常に有難いと思いました。

(3番)

私だけがやりたくなかったということだったのですが、最終的に選ばれ義務だと思ってやりました。裁判員になるのは義務なんだということをごんごん啓発していけば、みんなが関わっていけるとと思います。最終的には裁判員をやって良かったと思っています。

(司会者)

守秘義務との関係では、評議の内容について家庭や職場で周りの人に話してはいけないことになっているのですが、体験としてどこまで話をしていいのか、迷われた方はおられますか。

(7番)

守秘義務と言っていますが、正直具体的にどこまで話してよいのか分かりません。裁判の中で出てきた項目、名称に関しては話をしても良いことになっており、どのような評議をしたのかということについては言うてはいけないということだと思のですが、そうすると、これは裁判の中で出てきた話なのか、評議の中で出てきた話なのかということを一いち判断しなければならないので、もしかしたら言うてはいけないことを話したかもしれません。

(2番)

裁判が終わった後に、会社には、裁判に行ってきたということだけは言うと思うのですが、そうすると、どうだったと聞かれると思います。私が担当した事件は強制わいせつ事件であり、そのことは新聞にも載っているのですが、その事件に行ってきたということを自分からは言えませんでした。ですから、裁判所に行ってきたという話だけで、具体的な話はほとんどしていません。人が人を裁くということなので重い気持ちがありますが、それを人に言えないということを絶えず持っていることは、体によくないのではないかと思います。

(司会者)

もう一度裁判員に選任される機会があれば、裁判員をやってもよいと思われる方は挙手をお願いします。

(1番ないし7番が挙手をした。)

(8番)

今は働いているので、この状況ではやりたくはないのですが、退職する年齢になったらやってもよいと思っています。

5 これから裁判員になられる方へのメッセージ

(司会者)

最後に、これから裁判員となられる県民の方へのメッセージがあればお伝えいただければと思います。

(1番)

私の周りの人たちは、絶対に断わるという人が大半です。最初に最高裁判所から通知が来たときは、何か悪いことをしたかと思ったものでした。翌年の9月末まで全く連絡がなかったので安心していたのですが、連絡があったときに、結局断わる理由がない、私は勤めておらず、ほかの人よりは時間がありましたので、そういう意味では気楽に参加できたと思います。証拠写真を見て病気になったというような報道が多いために、参加することに不安を覚える人もいます。確かにそういう写真を見れば精神的なショックは大きいと思いますが、経験してすごく良かったですし、勉強にもなりました。

(2番)

裁判員は応募してなれる経験ではなく、選ばれなければなれないものなので、一つの経験として参加してはみてはどうかと思います。適正な量刑を数多くの方々が目で見て、耳で聞くことをしていけば、より良い社会になっていくのではないかと思います。

(3番)

司法の仕組みを経験できることが重要ではないかと思います。一人で決めるのではなく、ほかの裁判員や裁判官と進めて行けるという経験したことのない、テレビドラマとは違いますが、そういう経験をしておいた方が人生の中でよいのではないかと思います。

(4番)

裁判員裁判が少なくなれば参加しなくてもよい、それだけ治安が良くなるわけです。そのためにも、積極的に参加していただいて、犯罪を少なくするための動機付けとして、選ばれた方は参加していただければと思います。

(5番)

裁判員裁判に参加していい経験になりましたので、ほかの方も参加していただければと思います。

(6番)

大学の講座に行くとか、英語を習いに行くというように、短期の勉強に行くつもりで参加すると自分のためにもなりますので、経験できない勉強をすると思って参加してもらいたいと思います。

(7番)

滅多に経験できることではないので、是非皆さんにも経験してもらいたいと思います。ただし、その経験が結果的に良い経験になるのか、悪い経験になるのかは、その人によって違うとは思いますが。経験することによって、犯情とか情状などという用語も覚えられますし、どういうところが情状酌量に当たるのかということも覚えられると思います。

(8番)

証拠調べで人に聞かれたくないようなことまで裁判で公開される、犯罪をしてしまうとこういう目に合うということで、犯罪の抑止力につながるのではないかと感じました。裁判に参加して、犯罪をしてしまうとこういう目に合うということもわかるという面でもよい制度だと思いますので、機会があったら参加すべきだと思います。

6 法律家からの感想

(司会者)

法律家の皆様は裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちになりましたでしょうか。

(弁護士)

本日は、大変貴重なお話をいただきありがとうございました。皆様からいただきました御意見は、弁護士会に持ち帰り、議論を重ねて、今後の弁護活動がよりよいものになるように使わせていただきたいと思います。法曹家は、法律的な知

識や判例についての知識があります。それは、それまでの価値判断や経験則、人の思いが詰まっているものですが、例えば、量刑の相場という言葉で市民の皆さんに提供された場合に、市民の皆さんはどう感じるのかということ、改めて考えていかなければならないと思います。良い弁護士とはどんな弁護士かと尋ねると、法律を知っているよりも感情に寄り添ってくれる弁護士と答えてくれます。本当に大事なものは、その人の言い分、感情をきちんと引き出すことだと思います。量刑の評議において、量刑データグラフとか相場というものが皆さんの前にありながら、それに対してどういう思いを抱いて評議しているのかということについて、貴重な御意見を聞くことができました。自分の弁護活動を振り返るよい機会になりました。

(検察官)

本日は、貴重な御意見をお聞かせいただきありがとうございました。皆さんの御意見をお聞きしますと、これまでの検察の訴訟活動は概ね分かりやすいという御意見をいただきまして、とてもうれしく思っています。ここで満足するのではなく、皆さんがどのような点に着目して審理をされていたのかが分かりましたので、その点を踏まえて、さらに分かりやすく犯罪を立証していかなければいけないという思いを強くしています。先ほど、裁判員裁判をみんなが経験すれば、将来的に犯罪がなくなっていくのではないかと、抑止力になっていくのではないかとということをおっしゃっていましたが、すごく感動しました。犯罪を少しでもなくしていくという思いを強くしまして、今後も検察の活動をやっていきたいと思いました。

(裁判官)

本日は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。お話の中で、裁判官の意見に引きずられるという御意見がありましたが、人が亡くなったり、性犯罪の事件の場合に、裁判員の中には、何てひどい事件なんだと思って、実際の求刑や判決とは違うという意見もあると思います。裁判官としては、刑の公平さということもありますので、過去のデータなどを踏まえた上で意見を述べることもあります。過去の事例と皆さんの最初の印象が違うということは分かりませんが、裁判官としての経験を踏まえた意見を言っていかなければなりませんので、皆さんの最初の素朴な意見と裁判官の意見を調整していくのが課題だと思っています。

私自身個々の裁判員の意見を聞きながら成長していきたいと思っています。今後の裁判員制度を見守っていただければと思います。

7 報道機関からの質問

(司会者)

ここからは、報道機関の皆さんから御質問をいただきたいと思います。

(報道記者 (NHK))

裁判員裁判になるような事件は重大事件ということで、各マスコミが事件発生当時から盛んに報道することが多いのですが、事件発生当時見聞きした報道が裁判の最中若しくは皆さんの事件に対する感覚などに影響を及ぼしたことはありましたか。

(1番)

私は、事件のことについては全く知りませんでした。

(4番)

私が担当した事件では、新聞やテレビで報道されており、事件そのものが特異なものだったので、どういうふうになっていくんだろうという疑問は持っていましたが、自分が参加するとは思っていませんでした。裁判に参加して、当初の疑問に納得できたということはありませんでしたが、影響というよりも、事件の内容がよく分かったというのが正確な言い方です。

(7番)

新聞やテレビで報道されていたことは知りませんでした。しかし、被害者が通っていた学校が個人的に関係のある学校だったものですから、被告人に対する怒りが大きかったです。

(報道記者 (秋田朝日放送))

家族から裁判について聞かれたときに、どのように話をしていましたか。

(2番)

裁判所から家に帰ったときに、どうだったと聞かれましたが、新聞見れば分かるからと答えるだけで、具体的な話をすることはなかったし、裁判の話は家族でもできないと思いました。守秘義務に関わる仕事をしていると、個人に関わることは言えないということは知っていますし、深くは聞かれませんでした。

(5番)

守秘義務については、一般の人たちも知っていると思います。裁判に行ってきたと言っても、守秘義務があるから詳しいことは言えないでしょうと言われました。

(報道記者(秋田朝日放送))

裁判員になったことに対して、周りの人の理解が得られなくて苦勞されたことはありましたか。

(誰からも意見はなかった。)

8 終了

それでは、これで、裁判員経験者の意見交換会を終了します。参加者の皆様方には意見交換会の進行にご協力いただきましてありがとうございました。これからも裁判員裁判に対して御理解をいただければと思います。本日はありがとうございました。